

令和 5 年度社会福祉法人指導監査結果

令和 5 年度に高砂市所轄の社会福祉法人 15 法人(令和 5 年 4 月 1 日時点)のうち 4 法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項として、下記の点(※)が見受けられました。今後の法人運営の参考としてご活用ください。

※厚生労働省発出「指導監査ガイドライン」に基づいた指摘事項のみ掲載。

1 定款に記載された内容と事実が異なっている。

- ① 評議員選任・解任委員会は法律上の機関ではないため、委員の選任方法等については、各法人で決定することができる。そのため、当該法人においては定款第 6 条第 2 項の規定において、評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成すると定めている。しかし、令和 4 年度に開催された評議員選任・解任委員会において、その時点では評議員であった者が委員として選出されている。
- ② 定款第 16 条第 3 項の規定において、理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とするとなっているが、現状は業務執行理事が選任されていない。

【I 法人運営 1 定款】
(指導監査ガイドライン P.3 参照)

2 自然災害や本人の病気等のやむを得ない理由に該当しない理由により令和 4 年度に開催した評議員会をすべて欠席している評議員がいる。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任 2】
(指導監査ガイドライン P.6~P.8 参照)

3 日時及び場所等が理事会決議により定められていない状態で、開催通知を発している。社会福祉法第 45 条の 9 第 3 項の規定により、原則として、評議員会は、理事が招集することによって開催することができる。また、同条第 10 項により、理事が評議員会を招集するためには、理事会において、次の事項を決定する必要がある。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものは除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (2) 評議員会の招集・運営】
(指導監査ガイドライン P.9~P.10 参照)

4 令和5年6月開催の定時評議員会について、開催の1週間前(中7日間)又は定款に定めた期間までに評議員へ通知がなされていない。

【Ⅰ 法人運営 3 評議員・評議員会 (2) 評議員会の招集・運営 1】
(指導監査ガイドライン P.9～P.10 参照)

5 定款第17条第3項において、「理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」となっているが、令和4年度は1回しか報告されていない。

【Ⅰ 法人運営 6 理事会 (1) 審議状況 4】
(指導監査ガイドライン P.28～P.29 参照)

6 定款細則が未整備のままである。そのため、理事会において報告されている理事長の専決事項について、定款細則にて定められていない事項が専決されている。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規定・体制 1】
(指導監査ガイドライン P.55～56 参照)

7 社会福祉法第45条の13第4項2号では、多額の借財を行うときは、理事長の専断を防ぐため、理事会の承認が必要とされているが、「多額」の基準が明確に定められていない。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 2】
(指導監査ガイドライン P.56 参照)

8 銀行届出印として使用している公印の使用状況を管理するために押印簿を作成しているが、普通預金の出金伝票に公印を押印する場合において、押印簿に記載されていない。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 2】
(指導監査ガイドライン P.56 参照)

9 承認された社会福祉充実計画において、実施することとされている事業が実施されていない。

【Ⅲ 管理 4 その他 (2) 社会福祉充実計画 1】
(指導監査ガイドライン P.77 参照)